

長崎市プロポーザル方式実施要綱

平成21年3月23日
告示第156号

改正 平成23年6月29日告示第501号
平成23年7月29日告示第557号
平成23年11月21日告示第801号
平成24年9月20日告示第636号
平成25年4月19日告示第326号
平成25年9月17日告示第640号
平成26年7月7日告示第462号
平成26年11月12日告示第653号
平成27年10月9日告示第639号
平成28年3月10日告示第131号
令和元年9月25日告示第571号
令和元年10月30日告示第646号
令和2年2月10日告示第13号
令和2年9月30日告示第536号
令和2年10月30日告示第606号
令和8年3月3日告示第116号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する業務委託及び製造の請負に関し、プロポーザル方式により受託者を決定するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる業務又は製造を発注する場合に、当該業務又は製造に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、提案書をもとに、原則としてヒアリングを実施したうえで審査及び評価を行い、当該業務又は製造の履行に最も適した受託者を決定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 提案者を公募し、その応募者のうち一定の条件を満た

す者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

- (3) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ複数の提案書の提出要請者を選定し、その選定を受けた者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務又は製造（以下「対象業務」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務又は製造とする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務又は製造は、対象としない。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務又は製造
- (6) 高度な技術的判断を必要とする設計業務又は製造
- (7) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務又は製造
- (8) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が確立されていない業務又は製造
- (9) その他市長が適当と認める業務又は製造

(特定審査委員会の設置)

第4条 市長は、プロポーザル方式を実施する場合は、長崎市類型の附属機関に係る審査会規則（令和元年長崎市規則第52号）第2条に規定する審査会（以下「審査会」という。）が設置された場合を除き、対象業務ごとに特定審査委員会を設置するものと

する。

(特定審査委員会の所掌事務)

第5条 特定審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 受託候補者を特定するための評価基準の決定
- (2) 指名型プロポーザル方式における提案書の提出要請者の選定
- (3) 受託候補者の特定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の特定について必要な事項

(特定審査委員会の組織)

第6条 特定審査委員会は、委員長及び10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が指名した職員をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(特定審査委員会の会議)

第7条 特定審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 特定審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 特定審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特定審査委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員名は、委員の指名に合わせ公表する。

(結果報告)

第8条 委員長は、審査が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

第9条 削除

(提案資格)

第10条 プロポーザル方式の提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、

次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格業者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更正手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、対象業務ごとに必要な提案資格を定めることができる。

(手続開始の公告)

第11条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとする場合は、次に掲げる事項について公告し、公募するものとする。

- (1) 件名、業務又は製造物の内容、契約締結予定日及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 受託候補者を特定するための評価基準
- (4) 担当課
- (5) 説明書の交付期間、場所及び方法
- (6) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- (7) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 説明書等に対する質問に関する事項
- (10) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに関する事項
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公告は、長崎市公告式規則（平成2年長崎市規則第5号）第2条第2項に規定する方法のほか、本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(説明書の交付)

第12条 市長は、手続開始の公告をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- (1) 前条第1号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項
 - (2) 対象業務の詳細な説明
 - (3) 参加表明書及び提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
 - (4) 説明書等に対する質問の提出期間、場所及び方法並びにその回答方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないこと。
 - (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること。
 - (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しないこと。
 - (4) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の決定以外に提案者に無断で使用しないこと。
 - (5) 提出された参加表明書及び提案書に係る情報公開請求があった場合は、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）の規定に基づき、開示することがあること。
 - (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。
また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、特段の事情がない限り変更することができないこと。
 - (7) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあること。
- (参加表明書の提出)

第13条 第11条の規定による公募に応募しようとする者は、前条第1項の規定により説明書の交付が開始された日の翌日から起算して10日以上を経過する日であって、公告において指定する日までに、市長に対し公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）及び必要書類を提出しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、

参加表明書の提出期限を短縮することができる。

(参加表明者の提案資格の確認等)

第14条 市長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、第10条に規定する提案資格を確認するものとする。

2 市長は、参加表明者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該対象業務の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第15条 市長は、参加表明者に対し、公告において指定する日までに、提案資格の確認の結果を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった参加表明者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の公募型プロポーザル参加資格確認通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(提案書の提出要請者の選定)

第16条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとする場合は、第10条に規定する提案資格を有していると認めた者の中から、特定審査委員会の審査を経て、提案書の提出要請者を選定しなければならない。

(提案書の提出要請)

第17条 市長は、第14条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者（以下「提案資格確認者」という。）及び前条の規定により提案書の提出要請者として選定した者（以下「提出要請選定者」という。）に対し、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

(1) 提案資格確認者 提案書（第4号様式）

(2) 提出要請選定者 提出意思確認書（第5号様式）、提案書

- 2 前項の規定によるプロポーザル参加要請書の通知から提案書の提出までの期間は、原則として30日間以上とするものとする。
- 3 第1項の要請をするときは、第12条に規定する事項のうち必要な事項を記載した説明書を添付して行わなければならない。
- 4 提出要請選定者は、プロポーザル参加要請書において指定する日までに、提出意思確認書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、提出意思確認書の提出を省略することができる。

(説明会の実施)

第18条 市長は、対象業務の性格上、提案資格確認者及び提出要請選定者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合は、説明会を実施することができる。

- 2 公募型プロポーザル方式における前項の説明会は、参加表明書の提出期限前に、参加表明書の提出希望者に対して行うことができる。

(提案資格の喪失等)

第19条 対象業務について、提案資格確認者の提案資格の確認後又は提出要請選定者の選定後において、次の各号のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第10条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- 2 市長は、前項の場合に該当すると認めるときは、当該提案資格確認者又は提出要請選定者に対し、提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案資格確認者が多数の場合の措置)

第20条 市長は、提案資格確認者が多数あり、受託者の決定に著しい支障が生じると認められる場合は、特定審査委員会において、あらかじめ定めた評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、評価基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行うことができるものとする。

(受託者の決定)

第21条 市長は、特定審査委員会から受託候補者について報告を受けた場合は、その報告の内容を踏まえ、受託者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、受託者として決定した者（以下「決定者」という。）に対しては、決定通知書（第6号様式）を、受託者として決定しなかった者（以下「非決定者」という。）に対しては、非決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 前項の通知を行う場合、決定通知書及び非決定通知書に評価結果を記載するものとする。

(評価結果の公表)

第22条 市長は、前条第1項の規定により受託者の決定をしたときは、速やかにその評価結果を公表するものとする。

2 前項の評価結果は、長崎市情報公開条例第23条の規定により公表するものとし、次に掲げる事項を本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(1) 提案書の提出のあった全ての者のそれぞれの総合評点

(2) 委員長及び委員の職名及び氏名

3 市長は、評点の内訳及び各委員ごとの評点について、長崎市情報公開条例第7条の規定により公開するものとする。

(苦情申立て)

第23条 決定者及び非決定者は、評価結果に対し苦情を申し立てることはできない。

(著作権)

第24条 市長は、この要綱に基づく手続において提出された著作物を公表その他の目的のために利用する場合は、あらかじめ、その著作者又は著作権者の許諾を得るものとする。

(契約の締結)

第25条 市長は、決定者と対象業務について随意契約の方法により契約を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の契約に係る仕様書の作成に当たっては、提案書に係る提案内容の一部を変更することができる。
- 3 市長は、契約の締結に当たり、前項の仕様書を提示し、決定者から見積書を徴するものとする。
- 4 長崎市契約規則第27条第1項の決定をした日とは、前項の見積りにより契約の相手方として決定した日とする。
- 5 第1項の規定により契約を締結する日の決定に当たっては、第11条第1項第1号の契約締結予定日を尊重するものとする。

(事務等の担当所属)

第26条 この要綱に基づく手続及び特定審査委員会に関する事務は、プロポーザル方式により対象業務の発注を行う課及び室（以下「担当所属」という。）において処理するものとする。

(審査会における準用)

第27条 第7条第5項及び第10条から第25条までの規定は、審査会が設置された場合に準用する。この場合において、第7条第5項中「指名」とあるのは「委嘱又は任命」と、第10条、第16条、第20条及び第21条第1項中「特定審査委員会」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成21年3月23日告示第156号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

(長崎市標準型プロポーザル方式試行要綱の廃止)

- 2 長崎市標準型プロポーザル方式試行要綱（平成11年長崎市告示第105号）は、廃止する。

附 則 (平成23年3月1日告示第101号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年4月18日告示第327号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日告示第85号）抄

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月25日告示第306号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名するプロポーザル方式について適用し、同日前に公告又は指名するプロポーザル方式については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月7日告示第462号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年4月10日告示第248号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市プロポーザル方式実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名するプロポーザル方式について適用し、同日前に公告又は指名するプロポーザル方式については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月9日告示第639号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月10日告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第186号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第27条の改正規定は、告示の日から施行し、平成27年9月30日以後に公告又は指名するプロポーザル方式について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定（第4条及び第27条の規定を除く。）は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名するプロポーザル方式について適用し、同日前に公告又は指名するプロポーザル方式については、なお従前の例による。

附 則（平成29年5月30日告示第472号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名するプロポーザル方式について適用し、同日前に公告又は指名するプロポーザル方式については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月29日告示第764号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日告示第109号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日告示第571号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月30日告示第646号）

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日告示第535号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年10月30日告示第606号）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日長崎市告示第116号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- (1) 長崎市優秀工事表彰要綱
- (2) 長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱
- (3) 長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱
- (4) 長崎市プロポーザル方式実施要綱
- (5) 長崎市オープンカウンタ実施要綱
- (6) 長崎市元請・下請関係適正化指導要綱

別表（第6条関係）

担当所属	職名
市長直下の所属	課長
その他の所属	部長

備考

- 1 この表において「課長」とは、長崎市事務決裁規程（昭和41年長崎市訓令第4号）第2条第13号に規定する課長とする。
- 2 この表において「部長」とは、長崎市事務決裁規程第2条第6号に規定する部長とする。

第1号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

商号又は名称

代表者名

公募型プロポーザル参加表明書

次の案件について、関係書類を添えて、公募型プロポーザルの参加を表明いたします。

件名

第2号様式（第15条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

長崎市長

公募型プロポーザル参加資格確認通知書

年 月 日付の公募型プロポーザル参加表明書により申請がありました次の案件に係る参加資格について、確認しましたので、通知します。

件名

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由

第3号様式（第17条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

長崎市長

プロポーザル参加要請書

次の案件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名 _____

提出書類

- 1 提出意思確認書（提出期限 年 月 日。ただし公募型プロポーザル方式は不要）
- 2 提案書（提出期限 年 月 日）

第4号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

商号又は名称

代表者名

提 案 書

次の案件について、提案書を提出いたします。

件名

第5号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

商号又は名称

代表者名

提出意思確認書

期限までに提出します。

次の案件について、提案書を

提出しません。

件名

第6号様式（第21条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

長崎市長

決定通知書

_____について、貴者が決定されましたので、通知いたします。

評価結果

第7号様式（第21条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

長崎市長

非決定通知書

_____については、審査の結果、次の者が決定されま
したので、通知いたします。

決定された者

評価結果